

社会福祉法人みづほ福祉会

評議員・役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みづほ福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条に基づく評議員・役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(異 議)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、別表1のとおり支給する。

2 役員の報酬は日額とし、理事会等への出席の都度、別表2のとおり支給する。

3 理事長・副理事長の報酬は理事会等への出席の都度支給する報酬とは別に、こども園における日々の管理・監督の労務に対し、実費月額として別表3のとおり支給する。

尚、副理事長とは、理事会で理事の互選にて選任されたものをいう。

(兼務役員)

第4条 施設の職員を兼務する役員が、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(費用の弁償)

第5条 法人は、評議員及び役員が、第3条第1項及び第2項によるその職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償額は実費とする。ただし、旅費については、近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規程に基づき算出されるものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 足)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附 則 この規程は、平成30年4月1日より施行し、平成30年4月1日より適用する。

一部改正 令和4年6月28日

一部改正 令和5年6月24日 令和6年3月1日より適用する。

別表1 評議員の報酬

役 職	報酬日額 (1人あたり)	年度総額 (1人あたり)	年間総額 (合計)
評議員	5,000円 (源泉徴収後の額)	10,000円 (源泉徴収後の額)	70,000円 (源泉徴収後の額)

別表2 役員及び監事の報酬

役 職	報酬日額 (1人あたり)	年度総額 (1人あたり)	年間総額 (合計)
理事及び監事	5,000円 (源泉徴収後の額)	30,000円 (源泉徴収後の額)	240,000円 (源泉徴収後の額)

別表3 理事長・副理事長の実費月額

役 職	実費月額	年度総額
理事長 副理事長	30,000円 (源泉徴収後の額)	360,000円 (源泉徴収後の額)